再評価申請書

　　 年　　月　　日

　農林水産大臣　殿

住所

会社名

　　　　　　　　　　代表者氏名

登録を受けた農薬が、農薬取締法第８条第１項（第34条第６項において準用する同法第８条第１項）の規定に基づき再評価を受けるべき旨を公示されたことから、農薬取締法施行規則第12条第１項の規定に基づき下記により再評価を申請します。

記

１　農薬取締法第34条第１項の登録であるときは、国内管理人の氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

※ 国内管理人を設定していない場合は空欄

２　農薬の登録番号、種類及び名称

　　登録番号　第○○○○号

種類：○○・△△水和剤

名称：○○○○フロアブル

３　農薬の物理的化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

４　農薬の有効成分の種類及び含有濃度

○○（※化学名）・・・・・・・・・・・・○○％

△△（※化学名）・・・・・・・・・・・・○○％

５　農薬のその他の成分の種類及び含有濃度（15に掲げる事項を除く。）

○○○等・・・・・・・・・・・・・・・○○％

６　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 作物名 | 適用  病害虫名 | 希釈  倍数 | 使用  液量 | 使用時期 | 本剤の  使用回数 | 使用  方法 | ○○を含む  農薬の  総使用回数 | △△を含む  農薬の  総使用回数 |
| ○○ | △△ | ◇倍 | ◇L/10a | 収穫前日まで | ◇回以内 | ◇◇ | ◇回以内 | ◇回以内 |
| ●● | ▽▽ | ▽倍 | 収穫◇日前まで | ◎回以内 | ◎回以内 | ◎回以内 |

使用期限：○年

７　農薬の使用上の注意事項（８に掲げる事項を除く。）

（１）・・・

（２）・・・

・・・・・

８　人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法

（１）人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

ア　農薬使用者に係る注意事項（※該当する事項がない場合は項目を削除する。）

①　毒性情報

1）・・・・・・

2）・・・・・・

②　解毒方法

・・・・・・

③　安全上の注意

1）・・・・・・

2）・・・・・・

3）・・・・・・

④　応急処置

1）・・・・・・

2）・・・・・・

⑤　保管

　　　　　　鍵のかかる場所に保管すること。

イ　蜜蜂に係る注意事項（※該当する事項がない場合は項目を削除する。）

1）・・・・・・

2）・・・・・・

（２）使用に際して講ずべき被害防止方法

ア　農薬使用者に係る被害防止方法（※該当する事項がない場合は項目を削除する。）

①　防護装備

[薬剤調製者］

稲、レタス、なし、ぶどう　　　：保護眼鏡、不浸透性手袋

[散布者]

かんきつ、りんご、なし、もも　： 長ズボン・長袖の作業衣

※同一作物に使用方法が複数あり、使用方法によって防護装備が異なる場合は「○○作物名（××使用方法）：△△△防護装備」と記載する。

②　その他の被害防止方法

1）・・・・・・

2）・・・・・・

イ　蜜蜂に係る被害防止方法（※該当する事項がない場合は項目を削除する。）

1）・・・・・・

2）・・・・・・

９　生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

（１）・・・

（２）・・・

・・・・・

10　引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

・・・・・

11　農薬の貯蔵上の注意事項

・・・・・

12　農薬の製造場の名称、所在地及び製造責任者の氏名

製造場　　　○○○○株式会社 ○○工場（※工場名）

○○県・・・・・・・・・・・（※住所）

○○○○（※製造責任者氏名）

小分製造場　○○○○株式会社 ○○工場（※工場名）

○○県・・・・・・・・・・・（※住所）

○○○○（※製造責任者氏名）

13　農薬の製造方法

「農薬の組成、製造方法等に関する報告書」（〇年〇月〇日提出）に記載された組成及び製造方法に従い、農薬を製造する。

※１　提出する資料名を記載する（従前、申請書に資料名を記載していない農薬も記載する）。

※２　提出日は（再評価の）資料提出日を記載する。原則、混合剤の２回目（２成分目）以降の申請は１回目（1成分目）の再評価の資料提出日を記載する。

※３　資料の名称は提出する資料により、「農薬の組成、製造方法に関する資料」、「農薬（製剤）及び原体の組成、製造方法等に関する報告書」、「農薬成分に関する資料」、「農薬の規格性状に関する資料」等となる。

14　販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量

○○g、△△ｇ・・・ 各○○○○袋入り

15　農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度

○○原体

有効成分以外の成分の総量　○g/kg以下

（○○　○g/kg以上）

不純物Ａ　○g/kg以下

不純物Ｂ　○g/kg以下

△△原体

有効成分以外の成分の総量　△g/kg以下

（△△　△g/kg以上）

不純物Ａ　△g/kg以下

不純物Ｂ　△g/kg以下

　※１　考慮すべき毒性を有する不純物を記載する。

※２　再評価対象の有効成分（○○）は、○○として有効成分の名称を記載し、提出する試験成績に基づき記載する。

※３　混合剤の再評価対象ではない有効成分（△△）は、△△として有効成分の名称とし、平成30年12月1日以降に新規申請した農薬（申請書が第18項まで）は、全ての有効成分を、平成30年12月1日より前に新規申請した農薬は、農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会で審議され農薬原体の規格を設定した有効成分及び再評価申請済みの有効成分を記載する。それ以外の場合は記載しない。

16　農薬原体を製造する者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び住所

○○原体の製造者

　○○○○株式会社（※社名）

○○県・・・・・・・・・・・（※住所）

△△原体の製造者

　△△△△株式会社（※社名）

△△県・・・・・・・・・・・（※住所）

※全ての原体について、原体の組成、製造方法等に係る資料の提出者を記載する。

17　農薬原体の製造場の名称及び所在地

○○原体の製造場

　○○○○株式会社　○○工場（※工場名）

○○県・・・・・・・・・・・（※住所）

△△原体の製造場

　△△△△株式会社　△△工場（※工場名）

△△県・・・・・・・・・・（※住所）

※全ての原体について記載する。再評価対象の原体については、提出する試験成績を反映した製造場を記載する。

18　農薬原体の主要な製造工程

「農薬原体の製造方法」（〇年〇月〇日提出）に記載された化学反応を用い、「農薬原体中の成分の種類及びその含有濃度」（○年○月○日提出）に記載された組成を満たす○○原体を製造する。

「農薬原体の製造方法」（△年△月△日提出）に記載された化学反応を用い、「農薬原体中の成分の種類及びその含有濃度」（△年△月△日提出）に記載された組成を満たす△△原体を製造する。

※１　再評価対象有効成分（○○）は、提出する資料に基づき記載し、提出日（○年○月○日）は再評価資料の提出日とする。

※２　混合剤の再評価対象以外の有効成分（△△）は申請書が第18項までの農薬は現行どおり、申請書が第15項までの農薬（農業資材審議会農薬分科会検査法部会で審議された有効成分の原体規格含む）は、第14項を転記する。提出日（△年△月△日）は、平成29年4月1日以降の最新の資料提出日とする（平成29年3月31日までに資料を提出した場合、日付は記載しない）。

※３　２回目（２成分目）以降の再評価申請時には、再評価申請済みの内容を反映する。

（日本産業規格Ａ４）

備考

１　収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。

２　輸入農薬であるときは、「12　農薬の製造責任者の氏名」及び「13　農薬の製造方法」は、記載することを要しない。

３　「６　農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

一　単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度

二　希釈倍数（農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。）の最高限度及び最低限度

三　使用時期

四　農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け（は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。）から当該農作物等の収穫に至るまでの間（五において「生育期間」という。）において農薬を使用することができる総回数

五　含有する有効成分の種類ごとの総使用回数（生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。）

六　散布、混和その他の使用の態様

七　一から六までに掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項